県立病院・県立看護大学の地方独立行政法人化について

1. 地方独立行政法人制度の概要

(1) 地方独立行政法人とは(地方独立行政法人法第2条第2項)

『公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要のある事務・事業』のうち、 『地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確 保できないおそれがあるもの』を

『効率的・効果的に行わせる』ため、地方公共団体が設立する法人

(2) 地方独立行政法人制度の柱

目標による管理と	知事が中期目標を設定、法人に指示
適正な実績評価	⇒評価委員会が業務実績を評価(毎事業年度+中期目標期間)
業績主義に基づく	法人の業務実績や職員の業績を反映した給与の仕組み等の導入が可能
人事管理	
財務運営の弾力化	県が交付する運営費負担金等は「渡し切り」であり、弾力的な執行が可能
徹底した情報公開	以下の公表を義務付け:中期目標、中期計画、年度計画、業務方法書、役員
	報酬等支給基準、職員給与支給基準、財務諸表、決算報告書、各事業年度の
	事業報告書、中期目標に係る事業報告書、評価委員会の評価結果・改善勧告

(3) 地方独立行政法人の種類

特定地方独立行政法人(=公務員型) …例外。特別な場合のみ認められる

- **一般地方独立行政法人(=非公務員型)**…原則。県立病院、看護大学ともにこちらに該当

- 公営企業型地方独立行政法人 …県立病院が該当

特徴 | 〇独立採算制

事業の経費は原則として事業の収入をもって充てなければらない

例外:①行政的経費、②不採算経費は、県が負担金を交付

毎年度の残余利益を知事の承認なく中期計画で定める使途に充てることが可能

O中期計画を知事が認可する際に県議会の議決が必要

- 公立大学法人 …看護大学が該当

特徴丨〇

- ○教育研究の特性に常に配慮
- ○原則として理事長が学長となる。理事長は法人の申出に基づき知事が任命。
- ○経営審議機関、教育研究審議機関、学長選考機関を設置
- 〇中期目標・中期計画期間は6年(公営企業型は3~5年)
- ○知事が中期目標を定める際に法人の意見を聴かなければならない

- その他

2. 地方独立行政法人化の目的

(1) 県立3病院

- ・医療従事者の確保を容易にし、かつ、機動的・効率的な運営を確保することで、県民が必要とする医療をより良く、かつ、継続的に提供すること
- ・医療従事者を必要な人数確保することによって、病院職員全体の勤務環境を改善すること これを実現するための経営形態として、自律性・機動性・柔軟性に優れ、また、県と一定の関係を保ち、公共性を確保することができる、地方独立行政法人(非公務員型)を選択する。

(2) 県立看護大学

大学全入時代を迎え、学生の確保に向けた大学間競争が一層激しさを増す中、自主的・自律的

かつ機動的な大学運営を行うことにより、個性豊かで魅力ある大学づくりに取り組み、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる人材を育成するため、公立大学法人化する。

3. 県立3病院の3地方独立行政法人化

3病院をそれぞれ地方独立行政法人化することを選択する。

理由 県立病院は、法人化後も、近隣の医療機関との連携を一層推進するなど、各病院が地域 の実情に応じて基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を提供してい くことが重要。そのためには、3病院を別々の法人とすることが適当。

4. 設立する法人

(1) 設立する法人の名称

- ① 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
- ② 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
- ③ 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
- ④ 公立大学法人岐阜県立看護大学

(2) 設立予定日

平成22年4月1日

5. これまでの主な経緯

平成 19 年 12 月	「県立看護大学運営協議会」等において、地方独立行政法人化を推進する
	旨を表明
平成20年1月16日	「県立病院のあり方を検討する会」(3病院の院長及び事務局長で構成)か
	ら知事に提言
	…「県立病院の使命・役割を果たすためには、経営形態を見直し、非公
	務員型の地方独立行政法人とすべき」
平成20年2月~	県民・県内有識者等の意見の把握
21年1月	(・県立病院・県立看護大学の地方独立行政法人化に関する懇談会 (委員
	12 人・3 回開催)
	・県内有識者インタビュー(12人)
	・県政モニターアンケート(532人・回答率 79.1%)
	職員組合との意見交換・協議
	総務省(法人設立認可権限を有する)との事前協議
平成21年3月26日	県議会第1回定例会
	・県立病院3法人、看護大学1法人の「定款」を議決
	・「岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例」を議決

6. 他の都道府県の状況 (平成21年4月1日現在)

(1)病院関係

[法人化済み] 宮城県、大阪府、岡山県、山形県・酒田市、秋田県、東京都、静岡県 ※国立病院は、平成16年4月に独立行政法人に移行済み

[法人化予定] 神奈川県、山梨県、長野県、佐賀県(平成22年度予定)

(2) 大学関係

[法人化済み] 公立大学を有する 41 都道府県のうち、26 都道府県 ※国立大学は、平成 16 年 4 月に国立大学法人に移行済み

資料1-1[別紙1]

定款の概要(県立病院3法人)

各春	地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院
目的	地方独立行政法人法(以下「法」という協力し合う関係を築くとともに、近隣のBする調査及び研究並びに教育及び研修そのける医療水準の向上を図り、もって県民の米下線部については、多治見病院に対	5。) に基づき、 医療機関等と適切の他の業務を行う の他の業務を行う の健康の確保及び	岐阜県が設立する他の地方独立行政法人と緊密に 切な役割分担・連携を図り、医療の提供、医療に関 うことにより、 <u>岐阜地域</u> をはじめとする岐阜県にお び増進に寄与すること 改、下呂温泉病院にあっては飛驒地域となります。
紫筱	一二三四五六	療を提供すること 療に関する調査および研究を行うこと 療に関する教育および研修を行うこと 療に関する地域への支援を行うこと 害時における医療教護を行うこと おら五までの業務に附帯する業務を行	どろ
役 員	・理事長 1名 (任期4年)・副理事長 1名 (同2年)・理 事 6名以内 (同2年)・監 事 2名以内 (同2年)	・理事長 1名 (任期4年)・副理事長 1名 (同2年)・理 事 6名以内 (同2年)・監 事 2名以内 (同2年)	・理事長 1名 (任期4年)・副理事長 1名 (同2年)・理 事 3名以内 (同2年)・監 事 2名以内 (同2年)
理事会	理事長、副理事長、理事で構成し 一 法の規定に 3 二 法第 2 7 条 9 三 予算の作成 2 四 診療科その作 五 重要な規程の 六 一から五まで	し、議決事項は次のとおり より知事の認可又は承認を受けなければな 第1項に規定する年度計画に関する事項 及び執行並びに決算に関する事項 他の重要な組織の設置又は廃止に関する事 の制定又は改廃に関する事項 でに定めるもののほか、理事会が定める重	ならない事項 事項 重要事項
県から承継 される土地 および建物	・土 地 18筆 83,368.14 m ³ ・建 物 12棟 59,670.23 m ³ (延べ床面積)	・土 地 13筆 38,378.30 m ² ・建 物 13棟 43,719.50 m ² (延べ床面積)	・土 地 12筆 24,275.19 m ³ ・建 物 38棟 24,407.62 m ³ (延べ床面積)

定款の概要(県立看護大学)

名 称	公立大学法人岐阜県立看護大学
目的	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、看護専門職としての責任を持ち創造的に看護を実践する人材を育成し、もって地域社会における人々の健康な生活の確保、福祉の向上及び看護学の発展に寄与する。
業務の範囲	一 看護学の高等教育機関として大学を設置し、これを運営すること。二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
	三 県内の看護の実践又は教育にかかわる人材の育成を行うこと。 四 看護学の生涯学習の中核的機関として、多様な学習の機会を提供すること。 五 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人 以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 六 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 七 一から六までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
役員	・理事長 1名(任期 2年~6年の範囲内で法人の規程で定める。) ※最初の理事長の任期は4年 ・理 事 4名以内(任期 6年を超えない範囲内で理事長が定める。) ・監 事 2名以内(任期 2年)
理事会	理事長及び理事で構成し、議決事項は次のとおり。 - 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 二 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 五 重要な組織の設置又は廃止に関する事項 六 職員の人事の方針に関する事項 七 一から六までに定めるもののほか、理事会が定める重要事項
経営審議会	理事長、理事長が指名する理事又は職員及び学外者で構成し、審議事項は次のとおり。 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの 二 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの 三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 五 職員の人事の方針に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの 六 組織及び運営の状況についての自己点検及び評価に関する事項 七 一から六に定めるもののほか、法人の経営に関する重要事項
教育研究審議会	学長、学長が指名する理事又は職員、学長が定める教育研究上の重要な組織の長及び学外者で構成し、審議事項は次のとおり。 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの 二 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの 三 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの 四 教員の人事の方針に関する事項(定数その他の法人の経営に関するものを除く。) 五 学生の教育及び指導の方針に関する事項 六 教育及び研究の状況についての自己点検及び評価に関する事項 七 県内看護職者の資質向上に関する事項 ハ 一から七に定めるもののほか、大学の教育研究に関する重要事項
	○土地 学校用地 1 筆、学長公舎用地(敷地権) ○建物 大学校舎等 6 棟、学長公舎(区分所有権)、職員住宅等 4 棟